

新型コロナウイルス感染が続く状況の下、子どもたちのいのちと健康を守り、学習権を保障し、 学ぶ喜びと希望を育む教育をすすめる特別決議（案）

4月に学校が再開されたのも束の間、新型コロナウイルス感染症防止のため、再び長期間の休校となりました。新型コロナウイルス感染症から子どもたちのいのちと健康を守ることは何より重要です。しかし休校措置により子どもの学習権の保障が困難な状況が続いています。そうした中でも子どもたちの学び、心のケア、居場所づくりなどについて、学校と関係機関が連携し、献身的に子どもを守るとりくみが行われてきました。

文科省・県教委は家庭における遠隔学習と分散登校による学校での教育活動を組み合わせる学校再開の方針を出しました。重点のひとつに掲げるオンラインによる遠隔学習の推進は、学習をすすめる方法のひとつではありますが、ICT環境が整っていない学校・家庭がある現状においては、教育格差を広げることが懸念されるものであり、環境整備が不可欠です。国は一人一台コンピュータと高速大容量ネット環境整備を前倒して、個別最適化された学びの実現をめざしていますが、教育は対話的・応答的關係のもとで行われることで効果を発揮するものであり、オンライン学習導入により全て解決するものではないことに留意する必要があります。

「みんなと遊びたい！」これが学校再開で登校した子どもたちの第一声であったと語る仲間がいました。長い休校によるストレスと不安を抱えながらも、友だちや教職員と会えることを楽しみに、子どもたちは登校してきます。友だちや教職員と関わり合い、学び合うことができる「安心して過ごせる場」としての学校の大切な役割があらためて求められています。困難な状況の中ではありますが、子どもたちの願いに寄り添う学校づくりや学びのあり方を探り、知恵と創意を結集していきましょう。

学校再開にあたっては教職員が教育に専念できる環境をつくるために、県教委・地教委に対して不要不急の研究・調査・研修などの中止を含む精選を求めるとともに、長期休業の短縮や土曜授業などの対応が、子どもたちや教職員の過度な負担とにならないようにする必要があります。

また、対応策のひとつとして国が検討している「9月入学」導入には、教育制度と社会のあり方全般にかかわる多くの課題があります。十分な論議と準備がないまま拙速に導入することには、慎重であるべきです。

今必要なことは、子どもたちの心身のケアと学習権の保障です。子どもたちに寄り添い、少人数授業ができ、ゆとりある安心安全な学校生活にするために教職員増を含む教育条件整備が必要です。また、今後の教育課程の変更にあたっては、教育課程の編成権は学校にあることを踏まえ、教育内容の精選や単元の組み替え、次学年以降への移行などを行い、各学校の実態に応じた柔軟な教育課程編成を保障すべきです。

私たちはコロナ禍の状況下にあっても、憲法と子どもの権利条約に基づき、子どもたちのいのちと健康を守り、学習権を保障し、学ぶ喜びと希望を育む教育を力強くすすめることをここに決議します。

2020年5月30日

長野県教職員組合第89回定期大会